

ヒトE S細胞使用研究倫理規約
(再生・細胞医薬事業推進室)

1. 再生・細胞医薬事業推進室において計画し、実施するヒトE S細胞使用研究については、研究本部が定める次の準社則を遵守する。

「ヒトE S細胞使用研究規約（研究本部）」

「ヒトE S細胞使用研究倫理審査委員会運営規約（研究本部）」

2. 前項の場合において、「ヒトE S細胞使用研究規約（研究本部）」および「ヒトE S細胞使用研究倫理審査委員会運営規約（研究本部）」に定める「使用機関」は「大日本住友製薬株式会社再生・細胞医薬事業推進室」とする。

3. 第1項の場合において、「ヒトE S細胞使用研究規約（研究本部）」第17条第1項の規定に基づきヒトE S細胞の使用により得られた研究成果は、再生・細胞医薬事業推進室外部発表許可願いによる許可を得たうえで原則として公開する。

4. 再生・細胞医薬事業推進室長は、第1項に定める準社則の最新版を入手し、使用機関においてこれを周知しなければならない。

5. この規約の主管部門は、再生・細胞医薬事業推進室とする。

6. この規約の改廃は、再生・細胞医薬事業推進室長の決裁を要するものとする。

附則

制定 2014年9月3日 (適用2014年7月1日)